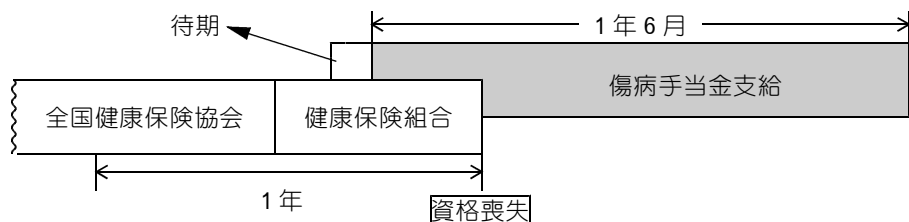


11 資格喪失後の継続給付 出題年
平 23, 24, 25, 26, 27, 28 **13** 肢

1 資格喪失後の傷病手当金又は出産手当金の継続給付

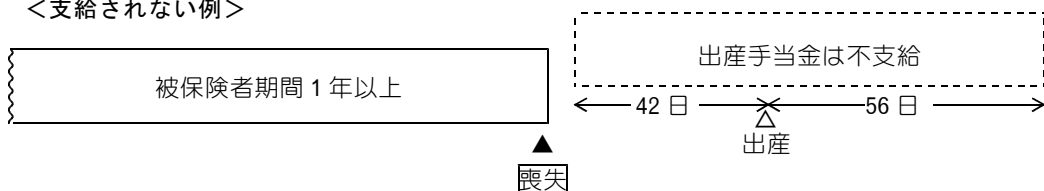
保険給付	傷病手当金, 出産手当金
支給要件	資格を喪失した日（任意継続被保険者の資格を喪失した者は、その資格を取得した日）の前日まで引き続き 1 年以上被保険者であった者であつて、資格を喪失した際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けていること
支給期間	法定の支給期間, 継続して同一の保険者から受けることができる

- (1) 「引き続き 1 年以上被保険者であった期間」には、任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者であった期間は含まれない。
- (2) 「引き続き 1 年以上」については、その間に転職等により事業所や保険者が変わっても通算される（保険者が変わった場合は、その給付は資格喪失時の保険者が行う）が、資格喪失時まで継続していることが必要で、1 日でも断続があれば通算されない。

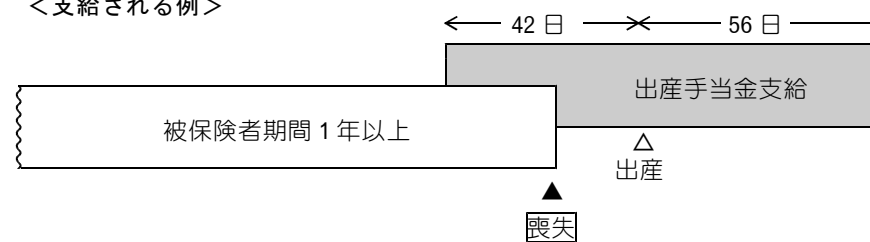


- (3) 引き続き 1 年以上被保険者であった者であっても、その資格を喪失した後に労務不能となった場合には、資格喪失の際に、傷病手当金の支給を受けていないため、資格喪失後の傷病手当金は支給されない。
- (4) 引き続き 1 年以上被保険者であった者が、資格喪失後の出産手当金の継続給付を受けるためには、資格を喪失した際に出産手当金の支給を受けていることが必要であるため、出産手当金の支給に係る初日（産前休業期間の初日）が在職期間中にない場合は、資格喪失後の出産手当金は支給されない。

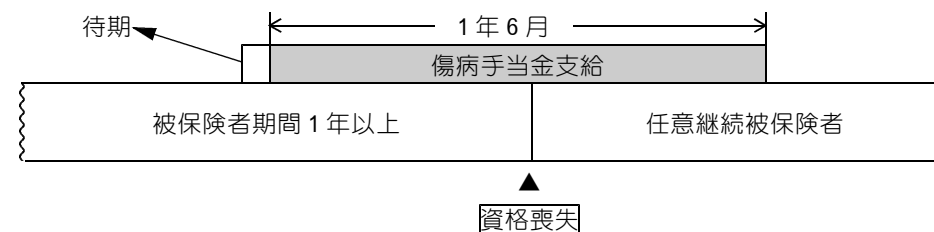
<支給されない例>



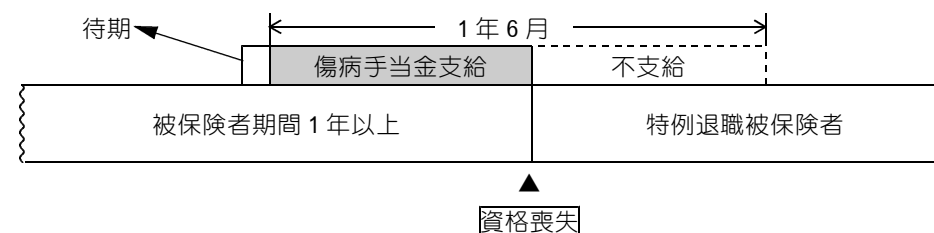
<支給される例>



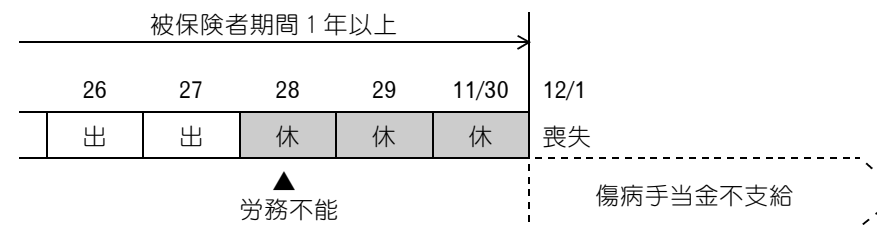
- (5) 傷病手当金又は出産手当金の支給を受けていた被保険者が、資格喪失後に**任意継続被保険者**となった場合、支給要件を満たしていれば、資格喪失後の継続給付を受けることができる。



- (6) 傷病手当金の支給を受けていた被保険者が、資格喪失後に**特例退職被保険者**となった場合、資格喪失後の継続給付の規定にかかわらず、傷病手当金は支給されない。

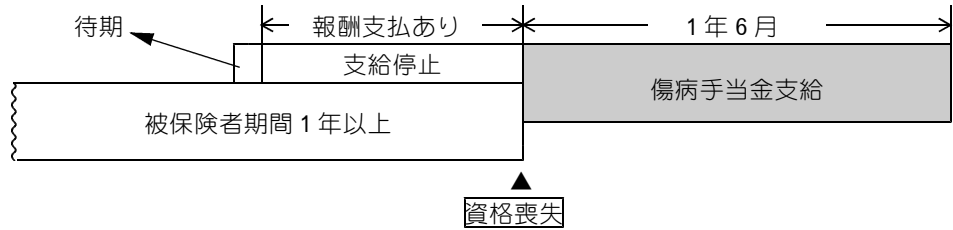


- (7) 資格喪失の直前に療養のため労務不能の状態が 3 日連続しているのみでは、現に傷病手当金の支給を受けているわけではなく、また、支給を受けることができる状態にもないため、資格喪失後の継続給付としての傷病手当金の支給を受けることはできない。

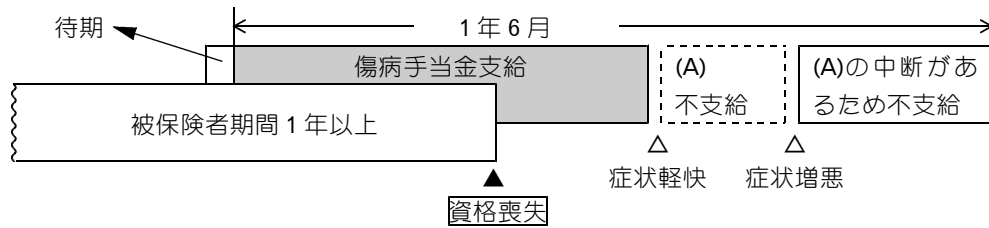


直前総まとめゼミ

(8) 事業主から報酬を受けていることにより、傷病手当金又は出産手当金の支給が停止されている場合も、継続給付の支給要件である「資格を喪失した際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けていること」に含まれる。この場合、資格を喪失した日の前日まで1年以上被保険者であった場合は、報酬を受けなくなった日から傷病手当金又は出産手当金が支給される。

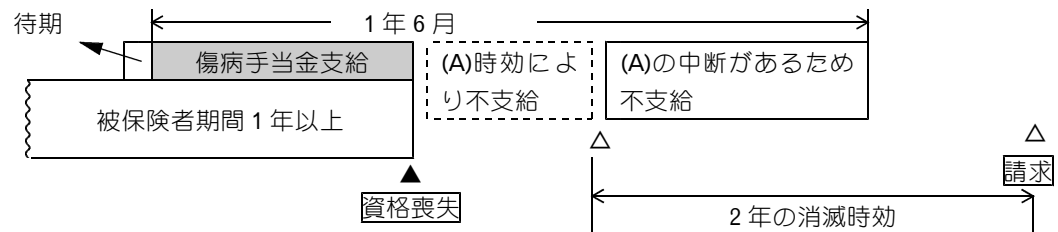


(9) 資格喪失後継続して傷病手当金の支給を受けている者については、診療を受けていても、一旦稼働して傷病手当金が不支給となった場合には、完全治癒であると否とを問わず、その後再び労務不能となっても、「継続して受給」という要件に該当しないため、傷病手当金の支給は復活されない。



Point 1 被保険者に支給される傷病手当金は、「継続して受給」という要件はないため、一旦稼働して不支給となっても、再び傷病手当金が支給されることがある。

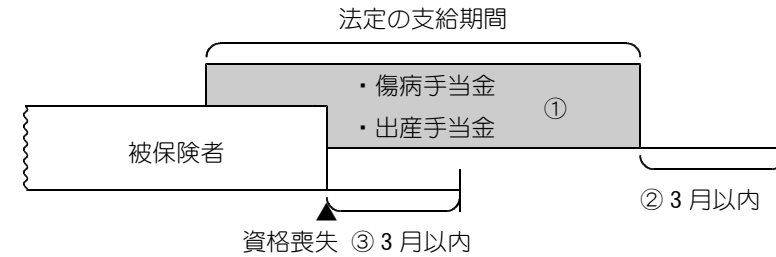
(10) 資格喪失後の継続給付として請求した傷病手当金の一部の期間について、時効により支給を受けることができないときは、「継続して受給」という要件に該当しないため、時効未完了の期間についても継続給付を受けることはできない。



健康保険法

2 資格喪失後の死亡に関する給付

保険給付	埋葬料、埋葬費
支給要件	次のいずれかに該当していること ①資格喪失後の傷病手当金又は出産手当金の継続給付を受けているときに死亡したこと ②資格喪失後の傷病手当金又は出産手当金の継続給付を受けなくなった日後3月以内に死亡したこと ③被保険者の資格を喪失した日後3月以内に死亡したこと



- Point 1 資格喪失の日の前日までの被保険者であった期間の長さは、問われない。
- 2 資格喪失後の傷病手当金の継続給付を受給中の者が、資格喪失後に新たに発生した傷病により死亡した場合にも、資格喪失後の死亡に関する給付は支給される。

3 資格喪失後の出産育児一時金の給付

保険給付	出産育児一時金
支給要件	資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった者が、資格喪失日後6月以内に出産したこと

- Point 1 前記の支給要件に該当した場合、支給されるのは「出産育児一時金」であり、「出産手当金」ではない。
- 2 資格喪失後6月以内に出産予定日があった者であっても、6月経過後に出産したときは、資格喪失後の出産育児一時金を受けることはできない。
- 3 資格喪失後6月以内に出産した者が被扶養者となっている場合、被保険者本人としての出産育児一時金又は被扶養者としての家族出産育児一時金のいずれか一つを選択して受給することになる。
- 4 資格喪失後6月以内に出産した者が国民健康保険の被保険者となっている場合、健康保険の出産育児一時金又は国民健康保険の出産育児一時金のいずれか一つを選択して受給することになる。

4 資格喪失後の継続給付の共通事項

(1) 船員保険の被保険者となった場合

被保険者であった者が船員保険の被保険者となったときは、①資格喪失後の傷病手当金又は出産手当金の継続給付、②資格喪失後の死亡に関する給付、③資格喪失後の出産育児一時金の給付は、行われぬ。

(2) 任意適用事業所の取消の認可を受けた場合

任意適用事業所の取消の認可を受けたこと（任意包括脱退）により被保険者の資格を喪失した場合であっても、支給要件を満たしていれば、①資格喪失後の傷病手当金又は出産手当金の継続給付、②資格喪失後の死亡に関する給付、③資格喪失後の出産育児一時金の給付を受けることができる。

12 高額療養費・高額介護合算療養費 出題年 平 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28 22 肢

1 高額療養費の算定等（70歳未満・70歳以上）

(1) 高額療養費の適用対象

入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額や、入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額についての自費負担分は、高額療養費の対象とならない。

Table with 2 columns: 保険給付, 一部負担金等. Rows include 療養の給付, 保険外併用療養費, 療養費, 訪問看護療養費, 家族療養費, 家族訪問看護療養費, 入院時食事療養費, 入院時生活療養費, 移送費, 家族移送費. Arrows point to boxes: 高額療養費の支給対象となる, 高額療養費の支給対象とならない.

(2) 支給申請書への記載

高額療養費の支給に関し、一部負担金等の額は、次の区分に従って高額療養費支給申請書に記載し、支給要件に該当するか否かを判定する。

- ① 被保険者又は被扶養者ごと
② 1カ月（暦月）ごと
③ 同一の病院，診療所，薬局ごと。なお，同一の病院又は診療所であっても，次の場合は，区分して記載する。

(イ)医科，歯科ごと，(ロ)入院療養，外来療養ごと

- Point 1 同一月内で全国健康保険協会から健康保険組合，あるいは共済組合等に移った場合の高額療養費は，それぞれの管掌者ごとに要件をみることとされている。
2 高額療養費支給申請書に領収書を添付することは，法令上，義務付けられていない。
3 高額療養費支給申請書に記載する傷病名は，正確なものではなく症状程度であって，診療科の推定されるようなものであればよい。
4 治療用補装具等に係る高額療養費は，同一医療機関における，それぞれの費用のみをもって支給対象となるか否かが判断される。当該医療機関におけるレセプトとは合算されない。